

中小企業の経営資源の集約化に資する税制とは

- **経営資源の集約化(M&A)**によって生産性向上等を目指す、**経営力向上計画の認定を受けた中小企業**が、計画に基づいて**M&Aを実施した場合**に、以下3つの措置が活用できます。

- ① **設備投資減税**（中小企業経営強化税制）
- ② **雇用確保を促す税制**（所得拡大促進税制）
- ③ **準備金の積立**（中小企業事業再編投資損失準備金）

① 設備投資減税

経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得等した場合、投資額の**10%を税額控除**※ 又は **全額即時償却**。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

② 雇用確保を促す税制

経営力向上計画の認定を受け、経営力向上報告書を提出した上で、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等総額の増加額の25%を税額控除**。

③ 準備金の積立

事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた上で、計画に沿ってM&Aを実施した際に、M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、**投資額の70%以下の金額を、準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）**。

